

利用料

(1) 介護予防通所リハビリテーションを利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に示された割合の額とします。

2) その他の費用

- ① 食費 680円
- ② リハビリパンツ：M70円 L75円 おむつ：100円 パット：30円
- ③ バスタオル：35円 タオル：25円
- ④ 歯ブラシ：160円 プラウト：330円 舌ブラシ：850円
義歯ブラシ：320円
- ⑤ 髭剃り：100円
- ⑥ 行事にともなう費用 実費

※②～⑤については、基本的にはご利用者様にご自宅からご準備していただきます。ご準備が難しい場合には、使用された分を利用料と一緒に請求させていただきます。